

悪質な消火器の訪問販売に注意してください。

最近、利根沼田地域において、消火器の不正取引と思われる事例が頻発しております。

高齢者宅に二人組（若しくは一人）の業者を装った男性が訪問し、「消火器を点検します。」「消火器の期限が切れているため、交換が必要です。」などと、説明して通常価格より高額な金額で購入を勧めるものです。家の中に入り込んで点検を行った事例も報告されておりますので、注意してください。

被害にあわないように、次のことに留意してください。

- 身分証明書の提示を求めましょう。
- あやしいと思ったら、勇気をもって断りましょう。また、その場で家族や知人に相談するなどしましょう。家の中には入れないようにしましょう。
- 契約書をよく読み、むやみにサインするのはやめましょう。
- 相手が脅迫行為にでた場合は、速やかに警察へ通報しましょう。
- もし、気づかずにサインや承諾をしてしまったら…一般家庭では、クーリング・オフ（一定期間内の契約解除）が可能です。自治体の「消費生活センター」若しくは「国民生活センター 消費者ホットライン」へご相談ください。

□沼田市消費生活センター 0278-20-1500

□消費者ホットライン 局番なし188

